

(第6条関係②)

とよかわ応援寄附金推進事業における地場産品の基準について

とよかわ応援寄附金推進事業における返礼品として贈呈する地場産品の基準は、国が定める基準と同一であり、下記基準1から7のいずれかに該当するものとする。

1	豊川市内（以下「市内」という）の工場や農地等で生産されたものであること。
---	--------------------------------------

※工場等で一部の加工のみを行っている場合などは、基準2、3を参照

2	返礼品（加工品等）を構成する原材料のうち、主要な部分（半分以上）が市内で生産されたものであること。
---	---

※市外で最終加工工程が行われているような場合など

(認められると考えられる例)

※総務省 Q&A より

- 区域内で生産された牛乳や果物を100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- 区域内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒
- 区域内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場加工したリンゴジュース
- 原材料の柑橘のうち9割以上を区域内で生産された柑橘を使用したジュース

(認められないと考えられる例)

- × 製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約1割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- × 区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き
- × スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

3	返礼品の製造、加工、その他の工程（単なる切断や選別、保存などは該当しない）のうち、主要な部分（半分以上）を市内で行ったことにより、その商品価値（付加価値）が生じているものであること。  (参考) 実質的な変更を加える加工または製造に <u>該当しない例</u> ※総務省 Q&A より <ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作</li><li>・ 単なる切断・選別・瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること</li><li>・ 改装・仕分け</li><li>・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること</li><li>・ 単なる混合・単なる部分品の組立て及びセットにすること</li></ul>
---	--

※市内で最終加工工程が行われているが、原材料が市外のものというような場合

(認められると考えられる例)

※総務省 Q&A より

- 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの

- 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
  - 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
    - 区域外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿（らでん）細工や漆芸を区域内において区域内業者が施した工芸品
- (認められないと考えられる例)
- ×海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
  - ×区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
  - ×区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
  - ×区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの

4	市内で生産されたものと、市外（近隣の市区町村）で生産されたものが混在しているもの（流通の構造上、混在することが避けられない場合に限る）。
---	--

※市内から出荷するという流通経路がなく、広域を所管する団体（組合等）に出荷しているため、市外（近隣の市区町村）で生産されたものと混在せざるを得ない場合など（市内から直接流通経路に乗せることが現実的に困難である場合に限って該当する）。

(認められると考えられる例)

※総務省 Q&A より

- 当該地方団体の区域を含む複数の地方団体の区域を管轄する JA に区域内で生産された米を出荷して、当該 JA が区域外で生産された米とブレンドし「〇〇米」として出荷されたもの
- 区域内で生産後、複数の地方団体を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体で生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉
- 区域内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、中通構造上、区域外で加工される牛肉

(認められないと考えられる例)

- ×区域内で生産されたものと区域外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム

5	豊川市を広報する目的で生産されたご当地キャラクターグッズなどで、形状や名称、その他の特徴が豊川市独自の返礼品であることが明らかなもの。
---	---

※いなりん等が想定される。ご当地キャラクターグッズなどは市独自の返礼品であることが明白であるとの理由から、総務省基準では生産地を不問としている。

(認められると考えられる例)

※総務省 Q&A より

- 当該地方団体のゆるキャラグッズ
- 当該地方団体を PR するためのオリジナルのポストカード
- 当該地方団体をホームとするスポーツチームの応援グッズ

(認められないと考えられる例)

- ×かつて玩具の一大産地であったことから区域内に所在する協同組合に加盟しているが、現在では区域

内で工場がなく区域外で製造する玩具

- ×区域内で創業した事業者が区域外で生産する即席麺
- ×当該区域の出身者であるパティシエが区域外で製造する洋菓子

6	上記1から5の基準に該当する返礼品と、その返礼品との間に関連性のあるものを合わせて提供する場合であって、当該返礼品が主要な部分を占めるもの。
---	--

※例えばそば粉を返礼品として提供するような場合で、市外で生産されたそばつゆをセットで送付するというケース。そのようなケースを想定し総務省基準が規定しているもの

(認められると考えられる例)

※総務省 Q&A より

- 区域内で製造した味噌と区域内事業者が生産し自社製品として区域内限定販売している醤油のセット
- 区域内で生産しているいくらと県内産の米のセット
- 区域内で製造されたそばと区域外で製造されたそばつゆのセット

(認められないと考えられる例)

- ×区域外で生産された商品と当該地方団体の PR 冊子をセットにしたもの
- ×区域外で製造されたビールと区域内で生産されたタオルをセットにしたもの
- ×海外製のタブレット端末に区域内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの

7	市内で提供されるサービスその他これに準ずるもので、その主要な部分が豊川市に相当程度関連性のあるものであること。
---	---

※物品だけではなく、市内で提供される宿泊など各種サービス等も対象とする

(認められると考えられる例)

※総務省 Q&A より

- 地域の特産品を PR するための区域外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューの提供
- 区域内の事業者が車いす用に制作した着物を区域外で提供（レンタル以外の工程は全て区域内で行っているもの）

(認められないと考えられる例)

- ×区域内で旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ×区域内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント

(参考) 総務省による地場産品基準

基準③	地場産品基準
※以下のいずれかに該当すること	
<ul style="list-style-type: none"><li>一 当該地方団体の<u>区域内において生産されたものであること。</u></li><li>二 当該地方団体の<u>区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。</u></li><li>三 当該地方団体の<u>区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。</u></li><li>四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。</li><li>五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体の<u>キャラクターグッズ、オリジナルグッズ</u>その他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。</li><li>六 前各号に該当する<u>返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供</u>するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。</li><li>七 当該地方団体の<u>区域内において提供される役務</u>その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。</li><li>八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 市区町村が<u>近隣の他の市区町村と共同</u>でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを<u>共通の返礼品等とするもの</u></li><li>ロ <u>都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携</u>し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の<u>共通の返礼品等とするもの</u></li><li>ハ <u>都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定</u>し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの</li></ul></li><li>九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する<u>災害により甚大な被害</u>を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、<u>当該返礼品等を代替するものとして提供するもの</u>であること。</li></ul>	
12	

(総務省報道資料より)